

東京大学インターナショナル・ロッジ規則

昭和58年4月1日

評議会可決

沿革

(設置)

第1条 東京大学に、研究教育の国際交流の促進に資するため、東京大学インターナショナル・ロッジ（以下「ロッジ」という。）を置く。

2 ロッジは、次に掲げるものをいう。

- (1) 駒場ロッジ本館
- (2) 駒場ロッジ別館
- (3) 柏ロッジ
- (4) 追分ロッジ
- (5) 追分インターナショナル・ビレッジ
- (6) 目白台インターナショナル・ビレッジ

(施設)

第2条 ロッジには、研究者及び学生のための宿泊室並びに共用施設を設ける。

(管理運営責任者)

第3条 ロッジの管理運営責任者は、資産活用を担当する理事とする。

2 ロッジの入退去に関する事項については、管理運営責任者が決定する。ただし、外国人の入退去に関しては、国際を担当する理事の意見を聴くものとする。

3 ロッジの管理運営に関する重要事項は、関係理事等による協議を経て決定する。

(相談主事)

第4条 ロッジに、入居者の生活上の諸問題に関する指導、助言を行うため、相談主事を置くことができる。

2 相談主事は、東京大学の教員のうちから国際を担当する理事の意見を聴き、管理運営責任者が委嘱する。

3 相談主事の任期は、2年とする。

(使用)

第5条 ロッジの入居、退去、使用料その他のロッジの使用に関し必要な事項は、総長が別に定めるところにより設置する委員会の議を経て、管理運営責任者が定める。

(業務)

第6条 ロッジに関する業務は、本部資産企画課において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 東京大学外国人研究員等宿泊施設規則（昭和41年10月18日制定）は、この規則施行の

日から廃止する。

附 則

この規則は、平成 8 年 5 月 2 1 日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成 8 年 5 月 1 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（抄）

（施行日）

- 1 この規則は、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則第 3 条第 2 項の規定は、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から適用する。

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則（昭和 5 8 年 4 月 1 日制定）

(2) 柏の葉ロッジに係る東京大学インターナショナル・ロッジ規則及び東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則の特例に関する規則（平成 1 8 年 3 月 1 7 日制定）

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 9 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

沿革

東京大学インターナショナル・ロッジ規則

体系情報

□第6編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報

◆昭和58年04月01日 評議会可決

◇平成04年05月19日

◇平成08年05月21日

◇平成16年04月01日

◇平成17年07月22日

◇平成19年07月01日

◇平成21年03月26日

◇平成22年03月25日

◇平成22年11月25日

◇平成30年03月29日

◇令和元年09月05日

◇令和04年03月31日

◇令和07年03月27日